

NHK当局の暴力和体質を糾し、釈明と回答を求めらる。

NHK会長 殿

序

私は、海老名市在任の一市民であるが、後述の理由により、NHKとの受信契約——以下「契約」と略記——を保留とす。これまゝ事前の連絡もなく、不定期にNHKからと称する人達から、一方的な契約強制の訪問をくり返し受け、生活を妨害されて来た。姓名を問うても決して明らかにならず、心に対する義務は無いのだが、時折り残されるハコウ類から、NHK職員と判断した。契約保留の理由を述べ、契約を迫るなら質問に答えて欲しいと、NHKの在り方について疑問を提起し、私なりに誠実に対応してきたつもりがある。然し、回答無用と一切無視され、「法を争い」の言葉しか得られなかった。あまつさえ、去る一月十日、NHK職員によって、十数分間にもわたり、怒声と共に玄関ドアが乱打殴打される事態が生じた。以来、家内は精神不安定による不眠が続き、肉体的障害が起りつつある。近所のある者は、恐怖に怯えてしまったと証言された。十一年程前、保釈になったロッキード事件被告田中元首相の豪邸を、当時のNHK会長が訪問し見舞ったことがあったが、歴代NHK会長で、音が響きやすく、互いに思いやり、気遣い合つて生活してゐる中層某合住者を訪れた人は、どうなのか。

お年寄りや病人の方、そして子供達にとり遊しのつかない傷痕が残されたら、どう償うつもりか。家内の精神不安定はそこにあり、此の様な近隣の者と私の家族、そして相互の関係への配慮に加え、九〇万と一〇〇万—あるのは二五〇万—とも云われる未契約及び未払い世帯に對して、有形無形のものも果力が、自居、日常的に振るわれ、この状況を思ふと、皆死すまで義務があると考へる様になつた。私の家族は、「丁は強んが見守りのだから、魔棄してよい。又これ以上、近所に迷惑をかけるくらいなら、転居したい」と述べ、私も同意した。だが、NHKが歴史的な存在であることを述べ、暫く留保してもらうことにした。以下に明らかにするが、まてのすんでは、NHK職に對して、直接又は間接に指示し、侮辱を理不尽な行為に駆り立てている。NHK当局、即ちNHK会長にあると私は考へている。NHK当局は、自らの果力行為によつて、私への答を振る出来ず、義務を負つてしまつてゐる。しかも、問答無用の答を訪問を継続した事によつて、口頭で私を説教する手段も潰れた。自ら放棄してしまつた。が、まだ文書は残されてゐる。文書以外での答は、果力を洋なう事がはつきりしたうで一切拒否する。

又経緯およびNHK批判

現象としてそのソかなる行為にも原因があり、背景がある。NHK職員の契約強制——脅迫と言ひ換えてもよい——と暴力行為は、それ自体、絶対に容認出来ないものであるが、この人達が自分の行為を正当であると錯覚している背景の一つとして、未だに戦争責任に無自覚なNHKの体質があると思われ。今回は、この点を中心に記したい。

我家では、TVは殆んど見ないため、カラーへの移行期が過ぎて、カラーの向、モノクロTVであった。受信料は払い続けていたが、決算報告の類はなかった。転居当初、カラー契約の訪問を受けた際も、モノクロである旨を告げると疑問を呈され、確認後、どういふ少々が嘲笑された。此二細なことだが、これが後の契約保留のきっかけとなり、NHKに関心をもち始めた。契約をめぐるトウガルヤ議論に注意する様になり、——新聞の切り抜き等多数あり——又NHKが、君が代、日の丸を毎日放映している事実を知った。更に、朝日新聞記者、本多勝一著「NHK受信料拒否の論理」(未來社)で、NHK放送センターに、毎朝、日の丸を掲揚している写真を見

て愕然とした。日の丸・君が代は私の生き方の根柢に揺らぐのを滝鏡を要する。
私は旧満州生小で戦前教育やNHKラジオ放送の洗礼を受け、戦後車うつり引揚げて来て、小学留年生として編入され、価値観の一八〇度転換した再教育を受け、た世代に属する。戦火の中を最愛の弟を失った。叔父の一人も沖縄で戦死し、遺族の辛酸を眼眦に見ている。私の一家も引揚げ後、出稼ぎで働く父と八ヶ岳の別居生活で強いられた。旧安東市から引揚げの際、野合しながら、徒歩で朝鮮半島を横断し、二ヶ月近くかかって日本にたどりついた。途中、多数が死したが、朝鮮の人達は信じ難い程親切で、餓死寸前の私達に、ちやちやのサツマイモを分け与えて呉れた。私達を救ってくれたのが、日本に侵略された創氏改名まで強制された、ありとあらゆる基本的人権を程こそぎ奪われた筈のあの人達であったことは、今でも私の生き方のいしづえとなつてゐる。身の証しを求め続ける、いしづゆる中国残留孤児の方々も自らかたがたにける。叔父は、今際のまゆに、天皇陛下万歳とつぶやき、君が代を口ずさんだろうか。国籍不明の人々を生み出し、他国民を支配し、自国民をも死へ追いやつていった。

のは、戦前唯一の放送機関として、NHKが、その鼓吹につとめた差別思想「八紘一宇」であり、それが、日のもは、その象徴であり、代名詞ではなかったか。差別思想である事は、ある特定の人間に對して、最大限の敬語を用いることにより、NHK自身が証明している。それを、教育放送と称するが、三宅やニホでも連日放送し続けるNHKの意図を問いたくするものは、私にとつては、ごく自然なことをいふがある。私的体験が、NHKによつて、普遍性も付与されてゆくと思ふ。する。先頃、京都府教育委員会を相手に、小・中学校に於ける君が代強制の違憲性を提訴した市民先生達に、「バカモノ・非国民」の電話が相次いだそうだが、一月二十日、朝日新聞に、私を訪れたNHK職員とのやりとりが、ただ一人、私の疑問に答えた言葉は、「単なる横」となる。歌いやなりか。本多勝一？ あれは売名だ。そして、「法を守れ」と叫びつつ逃げ出したものがある。この人達と議論することの無意味さと同時に、ドアをこいぎや、あたり構わぬ怒鳴り散らす態度に、家族の身の危険すら感じた。終始介抱される唯一の岩中衣説「法を守れ」が、NHK当局の指示を忠実に発言しているに過ぎない事は、手元に残されてくる一枚のパンフを見ると分る。NHKとしか記されていないのが、立見も

見ても許さないと安易かはまり出てくる。「なぜ契約が必要なのか」と題する文を早を引用する。
「放送法が定められています。個人にとりて契約は自由はましかという議論も一部にありますが、契約自由の原則も国民全体の利益のためには制限されることがあります。放送法は、公衆放送としてのNHKの運営財源として、テレビをお持ちの方はNHKと契約し、受信料を支払うことを義務づけています。つまり契約してもしなくてもよいとのNHKを見ようという私をくもよいといつたあいまいをもくもくを法律で明記されているものです。戦前と変わらな
い、なんとも強権高圧的なもの言いである。国民全体の利益が強調されてこそ、その内実は、何うの
どこにも説明されていない、否、むしろNHKを見なくても払えというのだから、私達個人くか受
信によって得る利益を、実はどうもよいと告白しているに等しい。個人の利益を無視して、全
体の利益があるゆけがない。この一点だけでも、何う全体は無意味であり、引用文のう
穴規えるのはNHKの利益だけである。NHK営業所を名乗り、NHKの商標が市場に
氾濫して、見るのを見ると、NHKは一つの企業である。それが法の支えを受け、誤まった
特権的な公衆性を自認すると、全体のためには、個人の自由は云々という例の、お国のため
には、う言いまりしがあつて、こののである。公衆性は本来、共同体構成員である私達個人
の自由意思を前提として成り立ち得る概念である。各個人の自由意思の制限を当然とする

様を「公放送」はあり得ずし断りてあつてはなからぬ。国営放送かと思しける文庫であり、近
く予乞さしつゝい、国家(同様)を法条は酷似した表現に満ちてゐるであらう。さて「契約」
を辞書に引くと、法律用語としてどの辞書でも、「二人以上の当事者の意志が合致して成立する法
律上の行為、効果」とある。憲法第九條と同様に歪曲しようがない明瞭な内容である。当事者
の了解なき限り、契約行為は本来成り立ち得ないのである。即ち、契約概念を以て自体に契約に當る
個々人の内面的な意思の自由が不可分のものとして内包されてゐるのである。人間にとって、最も
貴重無比の自由の原則が、国民全体の利益などという、実体の不明な言葉で制限される
事をいふ事は、いささかもあつてはならないのである。事前の連続も了解もなしに、突然訪れる
NHK職員(の行為も、契約にツソの無視解に由来する。私は受信料を払い続けられた十四、五
年もの間、NHKが、こんな滅茶苦茶なものを配布してゐるとは知らなかつたし、殆どどの人達
も同様と思ひやる。私の様を見解が引用文によれば、「一部」に属するから、その根拠は何
か、公けに視聴者に向うた事があるか。視聴者が、全く参加出来ない場が、それこそ視
聴者全体から見れば、「一部」に過ぎない政治的放送が作つたものを、居丈高に押しつける

NHKの役割は何か。戦前のあの世論操作の再現か。ファシズムを許さず、二度と戦争を引き起さなかったためには、天皇や国家や法の名の下に、まともな考えを少数意見として、抑圧排除したり、全国民個々人の言論・思想・信條等内面一切の自由を奪う事があったはなすまいのだという、戦後私達が得た最大の教訓を、NHKは学ばなかつたか。NHKによる、君が代・日の丸の日常化や、いゆゆさま、自由の制限強制か、防衛費(軍事費と解す)枠の撤廃・国と我秘密法をも憲法改訂(改悪と解す)の前提であり、先取りであるとしたか、私には考えにくい。此の事は、平総を正月明けの日曜日、一月十日、又も突如現われたNHK職員が「イターフォンで契約保留の意思を伝えたにも係わらず、冒頭に述べた暴力を振るいつつ、「敬告」簿に連続してもよい」と発言していた一件にもつながる。私は今までのどの職員に対して、敬告簿に連続するやうと言った事は無い。考えた事もない。NHK職員も、この言葉は、自分が市民に対して、暴力を振るっていること、の自己告白であり、にもめがけず、警察は自分を正當化しなくする、即ち、法の名の下では、この程度の暴力は当然だとするNHKの法律を敢て傲し、とすると判断するしかない。自分の自由は、たとえか自分のかなりたい、なすりつけられない時は、市民と共にするといふ、民主主義の原則すら

ゆきまきえりないNHKに、公共性を語る資格があるのか。政治権力、司法権力、教育権、警察権、力等、あらゆる国家権力から分離し、独立してやる事は、公共放送の必要条件なものである。NHKの一片のパンフ、職員の発言と行為、そして連日の君が代、日の丸放送は、示れぬ、戦争責任を忘却したNHKの特権的立場に起因する同質の現象形態ではないか。

釈明と回答を求める

今回の件は私利私欲の問題ではなからずありしかる。NHKが公共放送を謳っている以上、他の視聴者とも共有すべきテーマであると考えられている。前項に述べた経緯、批判、疑問に加え、後記の不可欠な補足質問の①②への回答をも含めて。

一、NHK職員の暴力行為即ちNHK当局の暴力行為につきその釈明

二、NHKへの私の批判と疑問に対する回答

を求める。以下、補足質問を記す。

- ① 受信契約について、訪問職員に、どんな指示を与えているのか。
- ② 契約訪問に際し、予め連絡しないのはなぜか。
- ③ 訪問先と近隣に、病人、お年寄り、子供がいる可能性への配慮をうけているか。

- ④ 一月十一日の発言と行為の意思圖と根拠を問う。
- ⑤ 契約拆否あるいは未払い世帯に対してとんを裁判則規定により、どう対処しとるか。
- ⑥ 契約後視聴者の意思で、契約解除が出来るのは、どういう場合か。
- ⑦ 第一と第三チャンネルで、君が代、日の丸を、毎日放映し始めた時期はいつか。それはなぜか。又、現在も放映し続ける理由を、子供達にも分る様に説明して欲しい。
- ⑧ 君が代、日の丸の放映についで、視聴者全体の意見を聞いた事があるか。あれば、どんな方法で聞いたか。
- ⑨ 全国のNHKの放送局又は建物で、毎日、日の丸を掲揚しとる処があるか。あれば、その理由は何か。
- ⑩ 本多勝一氏がNHKを利用して売名行為をしとると、NHK当局は承知しとるのか。そうでなければ、その根拠を説明しと欲しい。

(以上)

一九八七年一月二十九日 山浦 元

(〒二四三一・〇) 神奈川県海老名市さつき町一丁目五〇番

('87 . 2 . 23 来宅へ謝罪)

NHK
NHK 横浜放送局
藤沢営業所
副所長 石坂忠彦
〒251 藤沢市藤沢三八八・富士ビル内
電話(0476)(25) 四〇一一〜三番

山浦 元 様

1.31付のお手紙がとうとう届きました。実は同じ日に河村さんの職場へTel.して、上告趣意書について話したりはしてはいたとご承知でした。職場のTel.とあるせいで、河村さんの人柄？のせいで、山浦さんのお手紙に返すことが出来ずしてしまっていました。確認できず申し訳ないが、かたがちに全力をつくすと思っております。

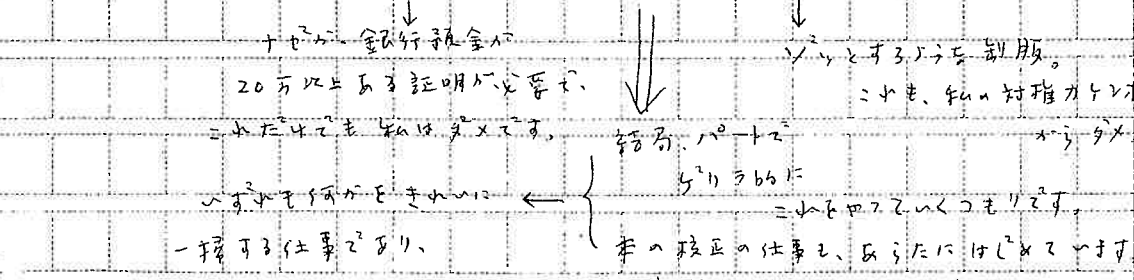
なお、その時にも、又その前にも、河村さんの本人尋問の記録を謄写して入手し、上告の表現に役立て、かつ、私にまで送っていただき、いろいろ応用したと提案していたのです。河村さん、弁護人の方々の把握や時間性のズレがあって、そのうち合せまわには入手できずにはなりません。私からその後、入手方法や意味について河村さんに手紙を出しているので、入手することにはなるとは思っております。

入手後、河村さんが私へ送っていただくか、山浦さんと直通するかとお話しはしてありますが、今後、河村さんにお会いする時や、連絡する時に、念をおして下されば幸いです。御念がけは出さずして。

(なお、私が入手したものは、上記の本人尋問の記録の他に、横井氏の鑑定書^②、弁護人の上告趣意書^③なので、これらについてはよくご留意下さい。これらも把握した上で河村さん提出の上告趣意書を後から作成へ提出する^④のが、もっともよいと承知しております。)

同志の NHK 会長宛の文書コピーは、最近めつたに出会った
 パトスに於いた文章であると感嘆した。契機が NHK 職員
 契約強利と暴力という、一見すると全情波の動玉からは軽視され
 かつるものであるとして、山浦さんの批判は、戦争体験や戦争責任
 をふまえて、かつ現段階の歴史のくりかえしの危機に迫る鋭さにあつ
 ていて、多くの示唆をうけました。反核一般と公害一般に討論す
 るのは畢竟の困難さにも、及びたため気付いておりました。すなわち、
 NHK 批判は際しては、各家庭ごとの、また住居地区内での分断、
 個人個人の不安や命がけが、^{対外的} ^{対内的} 何れかに深く内山おりのことすね
 知や反論をたて、^{の住居に} 幸か不幸か争いごとが起るが、あつても風評を
 おぼれつたりつらがることすべかりに、私の注意の市民に侵襲して
 くれぐれおつた。NHK 職員と対応すれば、山浦さんのようにきちんと
 徹底的に批判できるかどうか、お奇麗心許なく思ひ、大いに反省し
 ました。今後の経過も注目してまいります。

(ついでに記すと、私は昨年以降、収入の道が急いで新聞広告や職
 業で〈職〉とてがいて一応のことす、50年ほどに亘る技術の専門職の仕事、
 NHK受信料徴集の臨時職員と清掃員、警備員に就いてました。)



現代の諸矛盾を一掃する『革命』の準備にしていることと考へております。

通信

山浦さんや私のように、ある程度、奇麗さが求められる対応が
できるものはとてなく、ご家族の「心算は大へん」とお察しします。

私の妻は 大学を出て一年、ごく少々の人間で、私の仕事にかか
り、家宅捜索というたり、大学職員が、私の仕事に関する研究図書
をとりもたせられたりした。ごく平均的に(?)おなじ、相手、相手
なくとも転居したがりまじたり、相手のやり方を、おぼろげに、スッコケ
たりしてゐたこともあって、だんだん対応の上手になり、私も台をまく
ようになりました。

山浦さんのご家族も、大変だとは思いますが、全国は多くのNHK
批判者(女、子供を多数おくら)がいること、私のご家族のように3人お
こと、何れも山浦さんのような方がおられることは十分に信頼でき、
よく生き抜いて下されること、願ってやみません。

お送り頂いた NHK会長及び文書コピーは、私の出会う人ごとに
回し、問題を共有してもらう媒介にしていくつもりです。

(何だか話かともがすが、戦争にかり出されることに抵抗する時の
個人の、家族の不安という問題を十分に可変化しておかると
本来の抵抗に足りるといふ気がしてゐます。さらに言うと、いまの
生活形態とペーとを維持する限り、公算のせいで、核も戦争も
とけられぬのではとてなく、ごく少くが留保条件をつけて考え
ていけます。これにうては、又あらたはて。)

構 成

- 1 菅谷規矩雄 「記録者の幻想」(「暴走」13号 '63.6)
- 2 中野記者、橋本カヲマン 「大学競争の中で自己を見つけた」(アサヒグラフ '69.7)
- 3 吉本隆明 「情況への発言」(「試行」No.28 '69.8)
- 4 佐々木幹郎 「黙秘の受肉」(「現代詩4帖」'69.11)
- 5 「戦闘への黙示録 — <松下昇>序論 1~2」(「犯罪」'70.9)
- 6 「水の米罫 — 山が<法廷>」(「辺境」3 '71.1)
- 7 天沢退二郎 「松下昇 — 不可能への<表現>者」(「現代の眼」'71.5) 11
- 8 赤瀬川泉平地 「現代論壇考」(「現代の眼」'71.1) ← '73.1 参照
- 9 岡田 勉 「<遠い夢>(松下昇)への覚書」(「有時」1 '71.7)
- 10 同上2 (同上2 '71.12)
- 11 「<侵襲組織論>への問かけ」(同上3 '72.5)
- 12 金本浩一 「吉本隆明 米 松下昇への諸註」(「X」20号 '71.7)
- 13 折原 浩 「〜への問題提起」(五月三日の会通信 27号 '72.4
才号 '72.2)
- 14 滝沢克己 「折原氏の『問題提起』に想う
— 『相互批判の確実な基礎』を求めて」
(「日付4得存」'71.11.28 <'72.2> 滝沢克己)
- 15 池田浩士 「<松下昇>はパンをいかに食うへ迷った」(五月三日の会通信 才10号 '72.5)
- 16 北川 遼 「証言ある〜は<六年>へのノート 1~6」(日本読書新聞 '74.1)
- 17 小田・龍見・吉川 稿 「赤坂の唇」(朝日新聞社 '73.8)
- 18 塚田 鏡 浅野利昭 「神大 松下昇氏の12年」(「報復」'75.4) 10.16の項
- 19 佐々木幹郎 「詩の作者とさかす(1)~(2)」(「現代詩4帖」'75.6) 9
- 20 (著者不明) 「<批評の原理>と<批評の運命>」('75.1 執筆、掲載誌不明)
- 21 北川 遼 「詩と批評の関連(同時代覚書)・1」(「現代詩4帖」'76.4)
<昔>の論理・批判から付いて
- 22 浅野利昭 「現代人物事典」(朝日新聞社 '77.3)
・松下昇の項目

23 墨田 孝 「未完の組掛・不可視の組掛 — 松下昇論 — (I) ~ (IV)」
(「詩の世界」No.6 '76.11)
↓
No.11 '78.6

24 西江朝登 「政治の中o行動者<Ⅲ>」 (「乾坤」4号 '78.6)

25 佐々木幹郎 「巡礼 — エルツェツィルカルメル修道院へ入ろうとした女子の夢日記」 (「現代詩手帖」'78.9)

26 間 章 「時代の未明から来たるへき子へ」 (「イザナ書房」'79?)

27 瀬屋 育生 「裡面の河 — 松下昇『六甲』をめぐり賞讃」 (「現代詩手帖」

28 Klaus Briegleb: *Literatur und Fiktion* '79. München u. Wien '79.9~10

29 (翻訳)「あすの文学者の争いとハイネ論」京大新聞 '80.9.30 「李路」第5号 ('81.5)

31 高橋 秀明 「松下昇」 — ト (《才三銀魂》) — 3+ '81.5 (以降中断?)

32 「大い討論を以てメトロポリス」 (「星」No.6 '82.9)

33 小川 正巳 「虹の橋への祈り」 (「星」No.6 '82.9) — 5+ '82.5.

34 安田 有 「作業ノート」 (「作業」No.4 '82.12)

35 星 尾 一人 「永続する大学争い<1>」 (神戸大学新聞 '82.12)

36 池田 浩士 「全共闘残党派が『遂に戦取!!』した」
(「批評精神」5号 '83.10)

37 兵頭 正俊 「コルコタのこぼれ」 (大和書房 '84.8)
(「未来」'84.9~12)

38 北川 透 「水が執着山山を葉を破る — 『友人の山』の二十年」

39 野原 晴 「ゲートルの拘置所」 (「九歌」第2号 '85.7) 40 「北川透への手紙」 (同前) 第3号 '85.12

41 高堂 敏治 「自在なる詩想の器 — 『友人の山』小論」 (「阿シテ」16号 '86.7)

42 山崎 一夫 「戦後革命運動の断片」 (新泉社 '85.3)

・松下昇の項目

43 松下 竜一 「記憶の罅」 (Mへの言多) (「文芸」'85.2)

44 上 条 孝三 「跨線橋まで」 (往復書簡IV) ('85.9)

45 宮内 康 「紫(げ)のスクワッターたち」 (「住宅建築」'87.1)

註

1. 本の表現(広一意味で行為を含む)に関して治字の他種で発表されたもの、および現段階で入手〜コピーしうるものを目次の構成によって包括してめた。(起訴状〜立証〜判決... 総合関係資料)
2. 神戸大学^{連報}教養部広報、新聞、週刊誌等の記事について、総体のリスト化の作業を怠らなかつた。回覧や応用を歓迎する。
3. 治字にちつて〜のテーブからの原稿(例—三—書庫編集部を含む「ドイツ語の本」テーブについて、芥沢氏を含む「志隆」同人からの討論テーブについて、その他)のコピーを回覧や応用を歓迎する。
(総体のリスト化の作業を怠らなかつた)
4. どう、レジュメ、書翰等についても同様。
5. 今回の試みは、本の表現に関する表現のこの十数年にわたる変遷と軌跡をまわつて〜の点を確認し、そのことが示唆に及ぼつた、本誌のこれからの表現に生かすためにあつた。
6. この試みに関してご意見を共同作業を期待します。

〜 '87. 9. 18 ~

松下 昇

↓ '80. 4に松下昇発言集の加速的印刷〜刊行に及んで〜103出版〜に再度、作業を委託した。

量的に第I〜II〜IIIの一部の分冊に及ぶとして、これにとつて知られた討論過程や、資料の補充等、以後の分冊の過程に継続していくことになつてゐる。

2〜3〜4の領域を包括する

後記を少し言及

1' 手許に手ごとの (例 - 新集詩化の何冊かの本や、表現集に因する森崎和江氏の '71頃の
新刊での書評)、座談会での言及 (例 - '73.2「詩学」の佐々木化、
'79.5「現代の眼」の五十嵐京雄氏) についで、ここにとり上げ手
がた。その他補充の作業に着手して下す。 (構成にれた番号は、今後
見落してゐるもの、再構成していく、)

2' 神戸大 A430 松下研究室、京都大 A307 自主ゼミ占拠室内から大学
へ裁判所の保管へ留置してゐるその多数を含む。入手への交渉!

3' ~ 4' 同前;

↑ 二一と加えたのせてあるが、本来

1' 構成リストには、下記に <メテオ> に掲載したそのうち
発行主体の文章は
<メテオ> 才1号 ('69.10) ~ 才44号 ('74.7)
RADIX 才1号 ('70.2) ~ 才8号 ('76.11) 岡山教養通信才1号 ('70.)
ふんがりの才24号 ('70.4) ~ 才35号 ('73.10) ~ 才30号 ('73.8)
五月三日の会通信才1号 ('70.7) ~ 才26号 ('81.12)
自夜通信才1号 ('71.3) ~ <自夜通信1> ('75.7) ~
(初期の数字が青紙コピーである他、諸号でよく判別)
<才三銀球> 才1号 ('80.6) ~
教養通信才1号 ~ 才26号 ('82.9)、同時代建築通信才1号 ('83.3) ~ ('7-20) 使用
<門司大星教会> 月報才<0>号 ('80.3-4) ~
~ 103通信 ~ 才<0>号 ('83.4) ~ (現存の青紙コピー) の各<別冊>
等の総体の内容を <松下> を媒介する ~ 批評の素材として毛
処理してゐたこと。 (共同の討論の場をつくりつづ)

5' 今回の試みは、多次的の試みの一つの交差軸であり、総体の
うごきについて期待を込める ~ を展開中である。(国家による審理
とけり出す銀球の審問をうけ止めていく契機...)

6' ~ (すなわち、あつた批評 ~ 其手に匹敵する<絵>がとて
あり、時の際通信才<16>号に之掲載されてゐる。また一人への連絡)

大学教員救済連絡会 御中

救済通信 26 を送って下さり、ありがとうございます。

小村氏の「停戦」の決断
河村氏の「悟り」の境地 } は、その当時の情勢の重さ

を感じさせるもので、かた人には批評できまいでしょうが、

小村氏も必要とする運動の展開していかると、

河村氏が短歌等の表現により、裁判争いを終結して下さること
を願ってまいります。

9.30の会議には、できれば参加したいと考えているが、
時間的、経済的に都合がつかないため、次の機会にします。

知の方は、知の表現の刊行の試みと併合して知に打ち出す
十数年の表現の総合的整理を以てし、同時に傍成〜註を
まっぴらつと作成中です。11月頃にはできるのと、ご希望の
方はご連絡下さい小は送るかとはお返事を致しませう。(カハ
<2,000>円)

9-30参加者は、この年報を回覧し、代名〜住所等
送って下されば幸いです。

87. 9. 24

松 下 昇

松
下
昇
著
言
集
と
同
じ
フ
ォ
ル
ム
の
形
式

山浦 元 様

9.30の集会にて御合が山さく(主として聖路的に...)

告知して頂いて誠にありがとうございます。この際にお礼状を先にご紹介の旨、存

じと思ひ、松平昇(にまつたの)批評集のワープロ版を不送りに

します。ご返事は毎内に教部へ

ワロン

山浦さんへお礼状を差し上げたかと考えています。

また、この頃の一冊の表題的を極限である、と云ふ方に自身

する時、根<^の かの>通信を同封します。2冊の送りは

可成り歓迎します。(河野さんへは、4冊、1冊(お返し)の

ワープロ版を不送りにさせていただきます。)

ご返信、お会いする時とたのしみにして頂。

87.11.5

松平 昇

山崎 元 様

数日前、おにぎり先生から「松平 昇」(にょいご)の経歴の資料
をいただき、誠にありがとうございます。早速お送りしていただき、量的には多
くおにぎり先生からありがとうございます。

アスミ岩井、及びおにぎり先生開始したにょいごの資料、量的には少ないた
とあり、やうと完成しましたので、一冊お送りします。追加注文は
可能です。(河村さんには、おにぎり先生別冊一冊送ります。)

アスミ岩井さんからの資料、おにぎり先生から申し訳ないと思っております。
おにぎり先生からいただいた資料、おにぎり先生からご連絡下さい。おにぎり先生
からいただいた資料、おにぎり先生からお送りいたします。おにぎり先生から申し訳
ない。

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

'87. 12. 21

松平 昇